公的研究費等の不正使用に関するフロー

通報者：別紙通報シートに必要事項を記入し、通報窓口に告発等を行う
通報窓口（公立鳥取環境大学事務局総務課/鳥取県(行政監察・法人指導課)）

↓

通報窓口：通報内容を確認、不正使用が存在する根拠を収集

↓

通報窓口：最高管理責任者に報告

↓

最高管理責任者：統括管理責任者に予備調査の実施を指示

↓

統括管理責任者：予備調査委員会を設置

↓

予備調査委員会：調査結果を最高管理責任者に報告

↓

最高管理責任者：通報を受け付けた日から起算して３０日以内に本調査の要否を判断し、当該調査の要否を配分機関に報告

↓ 必要と判断

最高管理責任者：通報者及び調査対象者に調査実施について通知し、調査委員会を設置※通報者に対しては通報窓口を通じて通知

↓ 不必要と判断

通報窓口を通じて、理由を付して通報者に通知

↓

調査委員会：不正使用の事実を調査
調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告又は協議する

↓

調査委員会：審理及び認定を行う

↓

調査委員会：最高管理責任者に報告

↓

最高管理責任者：認定内容を通報者及び調査対象者に通知※通報者に対しては通報窓口を通じて通知

↓

調査対象者：通知の日の翌日から起算して１４日以内に不服申立てをすることができる

↓

最高管理責任者：不正を認定時に調査結果を公表